

第 30 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

平成30年2月26日（月）

熊谷市農業委員会

第30回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年2月26日(月)午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年2月26日(月)午前11時14分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 15名
- (2) 欠席数 4名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	欠	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	欠	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	欠	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	欠	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 農地改良の届出について
- 報告事項（6） 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満の農業用施設）

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長
(木村部会長)

出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第30回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、9番閑野高広委員、11番川田久夫委員、14番鈴木吉明委員、15番茂木友秀委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任の声がありましたので、13番大野隆一委員、16番手嶋茂春委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第30回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画 (案) に対する意見について

以上、6件ですので、よろしく御審議願います。

事務局

事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方へ出席をお願いしております。このため、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先に御審議いただきたいと思っております。

議 長

ただいま、事務局から提案がありましたが、そのようにしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 最初に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号1070、1071、1076から1167までです。なお、議案番号1072から1075までは欠番となっています。議案番号3016から3078を合計しまして、件数は157件であります。議案番号3016から3078については、農地中間管理事業に関する案件であり、通常の利用権の設定と分けるために議案番号を3016からとしております。また、今月は新規就農者の方がおまして、議案番号は1151、1152です。

まず全体の説明となりますが、総筆数は453筆、総面積は612,731.38㎡で、田は385筆555,238.38㎡、畑は68筆、57,493㎡、賃貸借は105筆、140,298㎡、使用貸借は348筆、472,433.38㎡、設定の期間は、3年未満が6筆、7,418㎡、3年以上6年未満が89筆、123,287㎡、6年以上が358筆、482,026.38㎡、設定の区分は、新規の計画が380筆、511,604.38㎡、再設定の計画が73筆、101,127㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、36件で108,074㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、22件で58,927㎡、農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を使った借り受けは、8件で21,191㎡となっております。

続きまして、農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受けは、63件で349,819.38㎡となっております。こちらは農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件で、埼玉県農林公社から耕作者への貸し付けは、議案第6号で審議いただくこととなります。

また、新規就農者の借り受けは2件で2,628㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、63件で全体の40%となります。

上記以外の担い手の借り受けの件数は、26件で72,092㎡となっております。

以上、157件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、新規就農の案件、議案番号1151、1152について説明します。資料20ページの営農計画書をご覧ください。○○○○さんは、市内の○○にお住いで、昭和○○年生まれの○○歳であります。経営の特色として、作物構成はブロッコリーや小松菜の露地野菜を手掛けていく予定です。農業の経験年数は、○○市にある○○○○○○○○で約1年研修を兼ねて在職しています。現在の基本装備はトラクターや軽トラックがありますが、これらの装備は、奥さんの実家から借りる予定です。経営試算はご覧のとおりです。

利用権設定後の作付計画等についてはご本人からご説明となります。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案番号1151、1152については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料20ページ以降もあわせてご覧ください。

それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 ○○ ○○ 入室]

議長 本日は、ご多忙のところ、大変御苦勞様です。

新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきましてご説明をお願いいたします。

申請人 (○○氏) こんにちは、○○○○と申します。本日はよろしくお願ひします。最初に私の自己紹介をさせていただきます。昭和○○年○月生まれで、現在○○歳で、7月で○○歳になります。家族構成は妻と娘2人で4人家族です。前職は昨年3月まで婦人服メーカーの営業マンを行っておりました。それまでは農業は全く素人で、経験したことがありませんでした。

昨年3月末から○○市の○○○○○○○○という農家のところで

勉強を兼ねて働いており、この3月で1年になります。私が農業を本格的にやっていたらとしてみれば、私の義理の父、妻の父ですが、長年〇〇で農業を大きく行ってまして、その影響が大きくあります。今後は農業次世代人材投資資金の申請をしたいと考えていますので、すぐに義父の仕事を継承していくというのは、条件等もありまして難しいと思いますが、将来的には義父が行っている水稻を私もやっていきたいと考えています。私がメインとしてやっていくのは、露地野菜です。露地野菜を始めていたのは、最初の設備投資が少なくて済むという点です。他の施設野菜や米麦を始めるよりは資金が掛からないということです。現在、勤めている〇〇〇〇〇〇〇〇でも、露地野菜をメインに学んでいる点が多いので、やりやすいという点がありました。

今後の出荷先等についてですが、現在、JAのふれあいセンターに申請中ですので、まず、ふれあいセンターに出荷していきたいと考えています。今後、収穫量が増えた場合ですが、現在の勤め先であります〇〇〇〇〇〇〇〇の出荷先である〇〇〇〇〇〇〇〇への出荷を予定しているところであります。今後、地域の農業の活性化に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

どうも御苦勞様でした。

それでは申請人に対し、営農計画等について、質疑等をお願いします。

(「なし」 の声)

議長

特に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議長

他に、質疑、意見等も無いようです。

本日は、大変御苦勞様でした。

申請人は退室してください。

[申請人 〇〇 〇〇氏 退室]

議長

それでは、議案番号1151、1152について、質疑、意見

等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1151、1152について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1151、1152の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

議案番号3054については、〇〇〇〇委員の父が貸付人に、また、3055は〇〇〇〇委員が貸付人になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号3054、3055の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号3054、3055について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号3054、3055以外について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号3054、3055以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

事務局 事務局から提案でございますが、次の議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号8は、区分地上権の設定についての案件であり、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1と関連がありますので、議案第4号と併せて御審議いただきたいと思っております。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から7を上程し、事務局の説明を求めます。

なお、議案番号8については、区分地上権の設定についての案

件であり、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1と関連がありますので、議案第4号の議案番号1と併せて審議することとします。

事務局

【事務局が、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から7について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、公売による所有権移転の案件で10アール当たりの売買価格は、〇〇〇〇です。この案件につきましては、平成29年11月15日、夏目亮一委員、大野隆一委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、平成30年2月8日、松本丈委員、山本勝市委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇〇です。この案件につきましては、平成30年2月6日、石原敬嗣委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇〇です。この案件につきましては、平成30年2月13日、手嶋茂春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、申請地積〇〇〇㎡での価格は、〇〇, 〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年2月13日、手嶋茂

春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇〇です。この案件につきましては、平成30年2月13日、手嶋茂春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、申請地積〇〇〇㎡での価格は、〇〇、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成30年2月13日、手嶋茂春委員、矢島君夫委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

福田委員 議案番号4の案件ですが、譲渡人の自作の経営面積と譲受人の受ける面積とが合わないようですが。

事務局 議案番号4の譲渡人の経営面積ですが、経営面積の欄は自作面積と借入面積の合計となります。貸付面積は経営面積とは別になりますので、譲渡人の所有面積は経営面積と貸付面積を足した面積となります。そのため、譲渡面積は4人の方に売買することになります。売買した後にも譲渡人には農地が残ることになります。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 他に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1から7について、本案を原案のとおり許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 事務局から提案ですが、次の議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1と、また、4条の議案番号4は5条の議案番号17と、また、4条の議案番号6は5条の議案番号12と、それぞれ関連がありますので、この後、セットで同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号3は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、1,083.51㎡です。

農地法第5条の議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建の計画です。

4条の申請地と5条の申請地と畑で残る○○○○○○は元々一つの土地でした。所有者の息子世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに宅地への進入路として使用している箇所がありました。そのため、宅地への進入路として使用する部分と息子世帯の住宅敷地にする部分と農地として残る部分に分筆し、是正するための4条申請と、息子世帯が住宅を建てるための5条申請が出されております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号17を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号17については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号17について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号4は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物等は木造平屋建です。宅地と山林を含めた全体面積は、499.33㎡です。

農地法第5条の議案番号17は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。

4条の申請地と5条の申請地と〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇は元々一つの土地でした。所有者の自己用住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに宅地への進入路として使用している箇所がありました。そのため、宅地への進入路として使用する部分と住宅敷地にする部分と農地として残る部分に分筆し、是正するための5条申請と、所有者自らが自己用住宅を建てるための4条申請が出されております。なお、所有者は現在母と〇〇〇〇〇〇の住宅に住んでおりますが、4条の申請地と宅地、山林を含む今回計画する自己用住宅ができればそちらに住み、既存の住宅には母が引き続き住む予定であるため、5条の譲受人は所有者の母となっております。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。このセット案件については、5条案件が是正案件のため、5条から先に採決いたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号17について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号6及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号6及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号6について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置が既設2棟です。敷地拡張後の面積は、1,795.2㎡です。

農地法第5条の議案番号12は、農地区分は2種農地、建築物等は軽量鉄骨造2階建の計画です。

4条の申請地と5条の申請地と畑で残る○○○○○、○○○○○は元々一つの土地でした。所有者の息子世帯の住宅を計画した

ところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用している箇所がありました。農業用物置の端と宅地への出入り、自宅や農作業場からの排水のためのU字溝部分の一部が農地にはみ出していました。そのため、農家住宅敷地の一部として使用する部分と息子世帯の住宅敷地にする部分と農地として残る部分に分筆し、是正するための4条申請と、息子世帯が住宅を建てるための5条申請が出されております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号6について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1、2、5を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1、2、5について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置が既設2棟あり、敷地拡張後の面積は、862.38㎡です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置兼車庫が既設1棟あり、敷地拡張後の面積は600㎡です。申請のきっかけは、申請人が農地法第3条による農地取得を計画したところ、農地法の手続きを取らず農家住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置が既設1棟あり、敷地拡張後の面積は、1,712.59㎡です。申請のきっかけは、申請人が農地法第3条による農地取得を計画したところ、農地法の手続きを取らず農家住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1、2、5について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

ここで暫時、休憩いたします。

【休憩 午前10時24分から10時35分】

議 長 休憩中の議事を再開します。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1、12、17以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最

初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建の計画です。

議案番号3は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建の計画です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号5は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建の計画です。

議案番号6は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建の計画です。

議案番号7は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建の計画です。

議案番号8は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年2月6日です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建の計画です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物は軽量鉄骨造2階建の計画です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建の計画です。

議案番号13は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年2月6日です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号ハ、農地法施行規則第35条第5号です。建築物は鉄骨造平屋建の工場で、敷地拡張後の面積は10,723.73㎡です。譲受人の法人は〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇等製造業の法人で工場を営んでおります。現在の工場では作業スペースが足りず、新規工場の建設を計画していました。申請地は既存の工場敷地に隣接しており、工場敷地を拡張するため、農振農用地であったため除外

の手続きから行い、申請が出されております。

議案番号14は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建・住宅5棟の計画です。

議案番号15は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年2月6日です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。

議案番号16は、農地区分は1種農地、農振除外は平成30年2月6日です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。敷地拡張後の面積は243.73㎡です。申請人が農地法第3条による農地取得を計画したところ、農地法の手続きを取らず宅地への進入路として使用していたため、使用部分を分筆し是正するものです。また、農業用施設用地拡張については、譲受人を含めた任意の出荷組合が共同出荷をしており、野菜を集めて出荷する集出荷場を設置しています。申請地は集出荷場敷地の一部であり、運送車両の置場として一体利用していたため、除外の手続きから行い、2件の申請をするものです。譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が親で、譲受人が子の関係です。

議案番号18は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は49.5KWです。今回の申請は地上権設定です。地上権は他人の土地において工作物を所有するためにその土地を使用する権利のことです。賃借権同様に太陽光パネルを設置するために土地を借りて使用しますが、異なる点は土地に地上権の登記を設定します。賃借権よりも譲受人の権利が強い設定となります。

議案番号19は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は166.5KWです。

議案番号20は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年2月6日です。駐車場は31台分の計画です。申請地は法人の敷地のすぐ隣接地です。お寺の駐車場は現在48台分ありますが、法事や彼岸の時には中に入りきらず、やむなく道路に止めてしまう場合もあるそうです。そのため、隣接している申請地を駐車場として確保し利用したいとのことで除外の手続きから行い、申請するものです。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号1、12、17以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号8及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

始めに、右上に参考と記載したA4縦の資料、営農地での太陽光発電設備設置に係る取扱いについて、説明いたします。

営農型太陽光発電施設は一時転用の取扱いで、許可の対象は営農型太陽光発電設備の当該支柱部分です。一時転用期間は3年間、許可後の報告について、許可を受けた者は下部の農地で生産された農作物の収量等を翌年2月までに許可権者に報告することとなっております。

譲受人は営農型太陽光発電施設として平成〇〇年〇月〇〇日に農地法第5条の一時転用の許可を取り、一時転用期間の3年を終了することに伴い、更新をするための申請であります。

議案書資料の11ページをご覧ください。申請地は、〇〇の〇〇〇地区と〇〇〇市行政境との間に位置しています。次の12ページと13ページは公図、土地利用図、作付図です。直径4.86cmの支柱が220本あり、支柱の合計面積の0.4079㎡が一時転用申請の面積になります。14ページの営農計画書をご覧ください。下部の農地面積は518.868㎡であります。作付作物は前回と同様で1年目から3年目までミョウガを下部の農地に栽培する計画です。15ページは農作業の期間、利用する農業機械、農業従事者の農作業等の状況についてご覧のとおりです。16ページ下の(3)下部の農地の単収について、農林水産省の資料による地域の平均単収は10アールあたり352kgに対

し、335kgで地域の平均単収の95.17%の収穫を見込んでいます。17ページは、譲受人から提出された昨年の農作物の状況報告書で、昨年の収穫量は140kgがあり、10アールあたりに計算すると269.8kgとなり、地域の平均単収の76.6%となっております。18ページは、昨年の収穫記録で、収穫物の販路について、7月に収穫した分は主に店頭販売をし、8月以降に収穫したものは営農者の同級生が行っている通販サイトを通じて、52kgを販売しております。17ページの知見を有する者の意見において、昨年は天候不順の影響により全国的に収穫量が少なかったことから地域の平均単収の8割に達しませんでした。営農者が課題を改善していく意欲があるとの意見をいただいております。

また、農地法第3条の案件につきましては、土地所有者と太陽光発電事業者が異なって農地の空中部分に太陽光パネルを設置する場合、国が示した取り扱いにより、区分地上権の設定が必要のため、農地法第3条の許可が必要となります。支柱部分については、農地法第5条の一時転用で埼玉県の許可となりますので、5条が許可になる時と同時に3条の区分地上権の許可が出るように、農地法第5条の県の許可を条件とし、同時に農地法第3条の許可とするようご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 本案件について、質疑、意見等を求めます。
 質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」の声 ）

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号8は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1が許可条件ということになりますので、先に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1について採決いたします。

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号8は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1について県の許可を条件とし、同日付けで本案を許可とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号2を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

譲受人は〇〇市内に本社を置く建設及び土木業の法人で、〇〇〇が発注した〇〇〇〇〇〇の改修工事を請負いました。工事内容は河川区域内に大型くい打ち機を用いてシートパイルという鋼鉄製の矢板を打ち込み、水止めをして、コンクリートブロックを設置する護岸工事です。申請地は大型車両が出入りができる幅員のある市道に接続し、工事箇所への資材を搬入するに適地であると判断し、申請に至りました。土地利用につきましては、申請地に鉄板を敷設し、従業員用の作業小屋、シートパイルの資材や大型車両の置場として使用する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」の声 ）

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見をついてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今回御審議いただきます配分計画は、〇〇地区でございます。県営〇〇ほ場整備事業地区内を中間管理事業実施区域としたもので、熊谷市内の農地の所在は〇〇及び〇〇となっております。貸借権の設定を受ける土地は255筆、349,819.38㎡で、貸付けは、すべて使用貸借で新規での設定となります。設定期間については、すべて10年となっております。配分先は22経営体を計画しています。経営体ごとの内訳については、資料の表のとおりとなっております。以上255筆の農用地利用配分計画(案)は、農地のすべてを効率的に利用して耕作等を行うことや、周辺の農地利用への影響、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この議案については、配分計画(案)について意見があれば、農業委員会の意見をとりまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画(案)のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。

議案番号86から108については、〇〇〇〇委員が配分先になっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号86から108の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についての議案番号86から108について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員です。よって本案については、配分計画（案）どおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。
〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案番号86から108以外について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」 の声 ）

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についての議案番号86から108以外について、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員です。よって本案については、配分計画（案）どおり承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。
以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

（ 発言なし ）

議 長

特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長兼農地係長	渋澤 薫
主査	大沢 昌徳
主査	高橋 智浩
主査	新井 良和
主任	樋口 祥平
農業振興課主査	杉本 正代
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成30年2月26日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈 ⑩

議 長 木 村 進 ⑩

署名委員 大 野 隆 一 ⑩

署名委員 手 嶋 茂 春 ⑩